

玉名市公告第60号

玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第195号)第3条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募するので、玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第139号)第2条の規定により公告します。

令和8年9月16日

玉名市長 藏原 隆浩



1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 玉名市岱明中央公園
所在地 玉名市岱明町中土556番地
- (2) 名称 玉名市岱明B&G海洋センター
所在地 玉名市岱明町中土590番地
- (3) 名称 玉名市横島体育館
所在地 玉名市横島町横島3808番地
- (4) 名称 玉名市横島グラウンド
所在地 玉名市横島町横島3779番地
- (5) 名称 玉名市天水体育館
所在地 玉名市天水町小天7237番地1
- (6) 名称 玉名市天水グラウンド
所在地 玉名市天水町小天4034番地
- (7) 名称 玉名市天水テニスコート
所在地 玉名市天水町小天7242番地
- (8) 名称 玉名市天水相撲場
所在地 玉名市天水町小天7237番地1

2 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることを参加資格とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年告示第103号)に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(法人でない団体を除く。)
- (6) 指定管理者について、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項の規定を準用した場合に、これらに該当しないこと。
- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が県知事に対して行われ、当該状態が常態化するなど、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (10) 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。
- (11) 玉名市岱明B&G海洋センターにはB&G財団認定のセンターインストラクター資格取得者を常駐させること。

3 申請書提出先及び提出期限

- (1) 提出先
玉名市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係(玉名市総合体育館内)
〒865-0023 熊本県玉名市大倉1144番地
- (2) 提出期間
令和8年10月13日(火)から令和3年10月26日(月)までの日(土日祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。
- (3) 提出部数
申請書類等は、正本1部、副本10部を提出してください。
なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、1部ごとにファイル等に綴じて提出してください。

4 指定管理者に行わせる管理業務の範囲

- (1) 施設管理に関する業務
 - ア 管理施設の日常点検・清掃
 - イ 電気料、水道料等の光熱水費の支払
 - ウ 施設不具合箇所を市が指定する業者への連絡

- (2) 植栽管理に関する業務
- (3) 利用管理に関する業務
 - ア 利用案内、利用指導、利用促進、広聴広報等
 - イ 事故、災害等緊急時の対応
 - ウ 避難所開設中の運営等協力
 - エ 関係機関との連絡調整等
 - オ 利用状況等の調査、報告
- (4) B & G財団事業に関する業務
 - ア B & G財団へ利用状況等の報告
 - イ B & G財団各種事業等の実施（海洋センター特A評価継続への取組み）
 - ウ 市で実施するB & G財団各種事業等への協力
 - エ B & G財団との連絡調整、常勤指導員の養成・配置
- (5) 玉名市都市公園条例（平成17年条例第148号）第2条、第5条、第6条及び第10条の規定に基づく行為の許可業務、利用の禁止又は制限、有料公園施設の利用許可、許可取消等に関する業務
- (6) 玉名市社会体育施設条例（平成27年条例第43号）第6条、第7条、第9条、第10条（第10条第1項第5号に係る部分を除く。）及び第11条の規定に基づく利用許可、許可取消等に関する業務
- (7) その他管理上必要と認める業務

5 管理を行わせる期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 利用料金に関する事項

利用料金については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用し、利用料金収入については、指定管理者の収入とする。

なお、利用料金の額は、玉名市都市公園条例第16条又は玉名市社会体育施設条例第17条に規定する額の範囲で指定管理者が定めることができます。

7 選定の方法及び基準

(1) 選定方法

指定管理候補者の選定は、玉名市指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選定事項に従い審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会における指定管理候補者の選定意見とし、最終的に市において選定します。

また、選定委員会の委員に対してプレゼンテーションを実施していただきます。

なお、参加資格を満たさない応募者については、審査の対象外（無効）とします。

(2) 選定基準

事業計画の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであるか。

- ア 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。
- イ 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。
- ウ スポーツの振興に関すること。
- エ その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。

8 その他

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年9月16日（水）から令和8年10月26日（月）まで

イ 配布の場所

玉名市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係（玉名市総合体育館）または玉名市ホームページ（<http://www.city.tamana.lg.jp/>）

ウ 申請に関する説明会

(ア) 日 時

令和8年9月28日（月） 午後2時から

(イ) 場 所

熊本県玉名市岱明町中土590番地
玉名市岱明B & G海洋センター

(ウ) 参加申込締切

令和8年9月25日（金） 正午まで

(エ) 申込方法

指定管理者に関する募集説明会 参加申込書（募集要項様式）による。

(オ) 問合せ先

〒865-0023 熊本県玉名市大倉1144
玉名市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係
電話番号 0968-75-1129 F A X 0968-75-1138
E-mail sports@city.tamana.lg.jp